

件 名

埼玉県男女共同参画苦情処理委員からの勧告に関する対応（県民の意見把握等）
状況について

提出理由

埼玉県男女共同参画苦情処理委員からの勧告に関する対応（県民の意見把握等）
状況について、別紙のとおり報告します。

概 要

- 1 意見聴取の実施（中間報告）
- 2 埼玉県立の男女別学校に関するアンケート
- 3 学校等への状況調査の実施
- 4 意見聴取で出された意見の要旨（中間報告）

1 意見聴取の実施（中間報告）

意見聴取の実施状況

実施日順に記載

| | 意見聴取団体 | 実施日 | | 意見聴取団体 | 実施日 |
|--|-------------------------|------------|--|-----------------------|-------|
| | 共学ネット・さいたま（市民グループ） | 令和5年10月12日 | | 川越女子高校 保護者 | 2月18日 |
| | 浦和高校 保護者・同窓会 | 令和6年1月27日 | | 久喜高校 保護者・後援会・同窓会 | 2月24日 |
| | 浦和第一女子高校 保護者・後援会・同窓会 | 1月30日 | | 浦和第一女子高校 保護者・同窓会 | 3月2日 |
| | 熊谷高校 保護者・後援会・同窓会 | 1月31日 | | 松山女子高校 保護者・後援会・同窓会 | 3月2日 |
| | 熊谷女子高校 保護者・後援会・同窓会 | 2月3日 | | 共学ネット・さいたま（市民グループ） | 3月15日 |
| | 鴻巣女子高校 保護者・同窓会 | 2月6日 | | 春日部女子高校 保護者・後援会 | 3月16日 |
| | 春日部高校 保護者・後援会・同窓会 | 2月10日 | | 共学ネット・さいたま（市民グループ） | 3月28日 |
| | 川越高校 保護者・同窓会 | 2月17日 | | 川越女子高校 同窓会 | 4月15日 |
| | 松山高校 保護者・後援会・同窓会 | 2月17日 | | 共学ネット・さいたま（市民グループ） | 4月18日 |

2 埼玉県立の男女別学校に関するアンケート

目的 埼玉県男女共同参画苦情処理委員からの勧告への対応を検討する際の参考とするため

対象者 県内在学又は在住の中学生、高校生及びその保護者

実施時期 令和6年4月17日から令和6年5月17日まで
(4月19日にアンケートフォームを修正し新たに再開)

アンケート内容

ア 高校生及びその保護者

- ・ 在学している高校を志望した理由（男女別学校又は男女共学校を志望した理由）
- ・ 入学後の状況
- ・ 男女別学校の共学化への賛否とその理由 など

イ 中学生及びその保護者

- ・ 進学したい高校とその理由（男女別学校又は男女共学校に進学したい理由）
- ・ 男女別学校の共学化への賛否とその理由 など

回答数 70,471件（4月19日午後 6時～5月17日午後12時）
8,157件（4月17日午前11時～4月19日午前11時）

3 学校等への状況調査の実施

学校の状況調査（調査中）

- ア 目的 埼玉県男女共同参画苦情処理委員からの勧告への対応を検討する際の参考とするため
- イ 対象 男女別学校 1 2 校
男女共学校 1 1 校＊
（春日部東、久喜北陽、越谷北、川越南、坂戸、所沢北、浦和西、大宮、蕨、熊谷西、鴻巣）
＊男女共学校 1 1 校は、男女別学校 1 2 校の近隣に所在している、在校生の居住地が重なる、または、進路状況が重なるという観点で選出
- ウ 内容 教育活動、進路状況などについて調査

他県調査（調査中）

- ア 目的 埼玉県男女共同参画苦情処理委員からの勧告への対応を検討する際の参考とするため
- イ 対象 宮城県、秋田県、福島県、群馬県、栃木県、千葉県＊
＊勧告書に記載のある 6 県を対象とした。
- ウ 内容 男女共学化などについて調査

男女共学化推進に関する意見の要旨

男女別学校維持に関する意見の要旨

安心など

異性が苦手な異性と接することに強い抵抗感を持つ生徒がいることを男女別学校の存在意義とする意見もある。しかし、そうであれば男女別学校を作るのではなく、全ての男女共学校の中に異性が苦手な子供たちに十分配慮した環境を様々に工夫すべきである。
など

異性の目を気にせず力を発揮したり伸ばしたりできる。男女別学校は、異性を苦手とする生徒にとって学びやすい環境であり、同性の中で学び、自分の考えを持ってから社会に出ればよい。
など

法令・法規など

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、男女共同参画社会基本法、埼玉県男女共同参画推進条例を踏まえ男女共学化を推進すべきである。
など

男女別学校の存在は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約や法令等に違反しない。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第10条(c)における「その他の種類の教育」には男女別学校が含まれるという解釈もできることから男女別学校を維持すべきである。
など

その他

男女別学校に入学しても人格形成上問題はない。高校生、中学生の意見が最も重要である。勧告で「公的機関である県立高校が性別に基づき異なった取扱いをなすのは大問題」と言及しているが、私立の男女別学校においても、公的助成金の支援を受けているため矛盾する。男女別学校では、男女の特性を生かした教育活動を行うことができる。男女共同参画の理解推進のために、男女別学校において異性との交流の機会を増やすべきである。県立高校は税金で運営されているので、勧告にある他県の状況を踏まえるのではなく、納税者（県民）が意思決定すべき。保育科は女子校にしかないが、他校の総合学科等でも保育を学ぶことができる。
など